

議員提出議案第 10 号

三朝町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 16 年 12 月 17 日

提出者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	松村修
賛成者	三朝町議会議員	小椋昭一
賛成者	三朝町議会議員	岡本岩夫
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖
賛成者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	牧田武文

平成 16 年 12 月 17 日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員の定数を定める条例（平成 14 年三朝町条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、三朝町議会の議員の定数は、 <u>15 人</u> とする。	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、三朝町議会の議員の定数は、 <u>16 人</u> とする。

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日以降の初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。